

建 設

◎市街地整備

1 都市計画制度の概要

本市では、明治 19 年に第 2 海軍区軍港に指定されて以来、軍港の拡大や造船業を基幹とした商工業の急速な発展が続き、人口の急増とともに、都市化も加速度的に進んでいった。

こうした中で、計画的な市街地形成のためには、都市計画制度の適用が不可欠であったことから、大正 12 年 5 月に県下で最初に都市計画法の適用を受け、当時の呉市域に都市計画区域を決定した後、昭和 3 年 7 月には、市街地建築物法に基づき、4 地域からなる用途地域を決定した。

戦後は、被災市街地の復興を進めるため、昭和 21 年 10 月に戦災復興都市計画として街路及び土地区画整理事業を計画決定し、さらに同年 11 月には公園を決定した。また、昭和 24 年 7 月に準防火地域を決定し、同 25 年 6 月には建築基準法制定に伴う用途地域の全面的な見直しを行うなど土地利用の誘導を合わせて行ってきた。

その後、昭和 30 年代後半からの高度経済成長期を通じて、市街地の無秩序な拡大と、公害・災害などの都市問題が深刻化する中で、昭和 43 年に区域区分制度の創設を柱とする都市計画法の大幅な改正が行われ、同 45 年にはこの新都市計画法に対応した建築基準法の改正が行われた。

この法改正を受けて、昭和 46 年 1 月に本市を含む 4 市 4 町からなる広島圏都市計画区域（広島市を中心とした大竹市から呉市に至る広域都市計画区域）が指定され、同年 3 月に市街化区域及び市街化調整区域を、昭和 48 年 12 月に 8 地域からなる用途地域を決定した。

その後、市街化区域及び市街化調整区域については、昭和 54 年 6 月、同 62 年 3 月、平成 7 年 10 月、同 16 年 5 月、同 24 年 5 月及び令和 4 年 12 月の計 6 回の総合見直しを経て現在に至っている。

用途地域については、昭和 54 年 12 月及び同 62 年 3 月の総合見直しの後、平成 4 年の都市計画法及び建築基準法の改正により、用途地域の種類が従来の 8 地域から 12 地域に変更されたことを受けて、平成 8 年 3 月に 12 地域からなる用途地域を決定した。その後、平成 16 年 5 月、同 24 年 5 月及び令和 4 年 12 月の総合見直しを経て現在に至っている。

なお、平成 23 年 8 月及び同 24 年 4 月の地域主権推進一括法の施行に伴う都市計画法の改正により、広島圏都市計画区域における用途地域の決定権限が本市へ移譲されるなど、一層の地方分権が進められた。

2 土地利用計画の概要

(1) 都市計画区域

都市計画区域は、いわば都市計画を策定する場ともいうべきものであり、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地で、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域に指定するものである。

本市では、平成 16 年 4 月 1 日の川尻町及び同 17 年 3 月 20 日の安浦町及び音戸町外 4 町との合併により、広島圏都市計画区域、川尻都市計画区域、安浦都市計画区域及び音戸都市計画区域の 4 つの都市計画区域を有することとなったが、このうち川尻都市計画区域と安浦都市計画区域については、県内の都市計画区域の再編により、平成 25 年 3 月 28 日に 1 つの都市計画区域に統合され、川尻安浦都市計画区域となった。

広島圏都市計画区域は、旧呉市域のうち情島及び小情島を除いた区域を指定しており、川尻安浦都市計画区域は、旧川尻町域のうち柏島を除いた区域及び旧安浦町全域を、音戸都市計画区域は旧音戸町域のうち、山地部及び沖之島を除いた区域を指定している。

行政区域	35,283ha	
都市計画区域	広島圏都市計画区域	14,622ha
	川尻安浦都市計画区域	7,979ha
	音戸都市計画区域	1,246ha

(2) 市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域及び市街化調整区域は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して定めるものである。本市では、広島圏都市計画区域のみに定めている。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域に定め、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域に定めている。

広島圏都市計画区域	市街化区域	3,575ha
	市街化調整区域	11,047ha

(3) 用途地域

用途地域は、都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分すること等により、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、容積率、建蔽率、形態等を規制、誘導するものである。本市では、広島圏都市計画区域及び川尻安浦都市計画区域に定めている。

名称	特性	面積	
		広島圏 都市計画区域	川尻安浦 都市計画区域
第一種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	481.2ha	43.5ha
第二種低層住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	22.2ha	—
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	568.4ha	107.7ha
第二種中高層住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	14.3ha	—
第一種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域	1,110.5ha	294.9ha
第二種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域	24.8ha	26.1ha
準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域	8.3ha	2.5ha
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	309.7ha	47.7ha
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	140.6ha	2.0ha
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域	316.2ha	65.5ha
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域	311.2ha	54.3ha
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域	268.0ha	—

(4) 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、一定規模以上の建築物の構造を規制することにより、市街地の不燃化を促進し、火災の危険性を低減、防除するために定めるものである。本市では、広島圏都市計画区域及び川尻安浦都市計画区域のみに定めている。

広島圏都市計画区域

防火地域 107ha

準防火地域 494ha

川尻安浦都市計画区域

準防火地域 31ha

3 呉新世紀の丘開発構想

(1) 事業の目的と内容

呉新世紀の丘開発構想は、昭和 63 年度に広島県と呉市が共同で策定したもので、呉市北部の昭和・郷原地区において、産・学・住・遊の調和のとれた総合的な都市開発を行い、21 世紀の呉市を先導する新しい都市的ゾーンをつくりあげるため、本市で今後必要とされる都市機能を計画的に整備し、一体的な開発を進めるものである。

(2) 計画フレーム

開発面積は約 1,000 ヘクタール、計画人口約 25,000 人（新規導入人口約 20,500 人）を目標とする。

(3) 概算事業費

約 1,500 億円

(4) 事業概要

開発種別	開発面積	土地利用の方針	備考
リゾートニュータウン (住宅用地)	330ha	<ul style="list-style-type: none"> ● 呉市、広島都市圏を対象に、自然環境等を活かし、時代に即応した魅力ある住宅地を供給する。このため、 <ol style="list-style-type: none"> ① 昭和、郷原地区の丘陵部で、新たな住宅地を計画的に整備する。 ② 昭和、郷原地区の平地部では、既存集落を含めて計画的な市街地の整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 民間住宅団地 「グリーンタウン郷原」分譲済 ※ 野呂山麓住宅団地（市） 「学びの丘」分譲中
ハイ・プロ・リサーチ (生産・研究用地)	150ha	<ul style="list-style-type: none"> ● 広島中央テクノポリスの具体化と呉市の産業の活性化を進めるため、主要地方道呉環状線の沿道に生産・研究用地を整備する。 ● 周辺環境に配慮し、緑の中に分散的に配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 桑畑工業団地（県）分譲済 ※ 長谷工業団地（市）分譲済 ※ 郷原工業団地（県）分譲済 ※ 苗代工業団地（市）分譲済
育ちの丘 (教育・研修用地)	70ha	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等教育施設や企業等の人材教育、福利厚生のための研究施設の立地を誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 広島文化学園大学 開学
ザ・パーク (レクリエーション用地)	450ha	<ul style="list-style-type: none"> ● 呉新世紀の丘のイメージを高め、呉市民の生活環境を豊かなものにすると共に、広域的・多様な層のレクリエーション需要に応えるため、呉市街地と瀬戸内海を一望できる灰ヶ峰とその周辺をレクリエーション地区として整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ グリーンヒル郷原（市）開園 ※ ふれあいの森整備事業（市）完了 ※ ザ・パークの一部である灰ヶ峰公園（市） H17 年度一部供用開始
合計	1,000ha		

4 呉駅周辺地域総合開発

(1) 概要

呉駅周辺地域は、平成25年1月に閉店した旧そごう呉店跡地のにぎわいの再生や、老朽化に加え一般車の送迎場所が不足している駅前広場の抜本的な機能強化及び歩行者のバリアフリー動線の確保等が課題となっている。

また、平成30年7月の豪雨災害では、呉駅はJR呉線代行バスの発着点となり、呉中央棧橋は緊急輸送船の発着場所となるなど、呉駅周辺地域は、代替交通の発着拠点としても大きな役割を果たした。

このような課題や教訓を踏まえ、呉市の玄関口としてふさわしい呉駅周辺地域の整備を促進するため、令和2年4月に「呉駅周辺地域総合開発基本計画」を策定した。

この基本計画では、地域全体を総合交通拠点として捉え、市全体の交通まちづくりの起点となる、次世代モビリティにも対応した機能整備を推進するとともに、生活に必要な都市機能等を誘導し、Society5.0の実現に向けた先駆的サービスが展開される次世代のまちなか居住エリアの創出を目指している。

(2) 対象範囲

国道31号、二河川及び堺川に囲まれる範囲

(3) 事業の経緯

- 昭和63年2月 呉駅前西地区第1種市街地再開発事業 事業計画認可
- 平成2年3月 そごう呉店 開店
- 平成25年1月 そごう呉店 閉店
- 平成30年5月 呉駅周辺地域総合開発に関する懇談会の設置
- 平成31年3月 呉駅周辺地域総合開発に関する懇談会から「呉駅周辺地域総合開発に関する提言書」を受理
- 令和2年4月 「呉駅周辺地域総合開発基本計画」を策定
- 令和2年10月 呉市が旧そごう呉店の土地・建物の権利集約を完了
- 令和3年3月 「国道31号等呉駅交通ターミナル整備事業計画」を策定
- 令和3年4月 国土交通省において「一般国道31号呉駅交通ターミナル整備事業」が事業化
- 令和4年3月 呉駅周辺地域総合開発（第1期）事業協力者の選定
- 令和4年11月 事業協力者「くれみらい」を実施事業者を選定
- 令和5年4月 そごう呉店跡地に係る財産譲渡契約 発効



将来の呉駅周辺のイメージパース（駅ビルから出て2階デッキの上から灰ヶ峰見た景色）

5 一般国道 375 号バイパス「東広島・呉自動車道」

(1) 事業の概要

東広島・呉自動車道は、山陽自動車道と連結し、全国的な高速交通ネットワークを形成するとともに、広島中央地域の3つの核都市（広島市、東広島市、呉市）を相互に連絡する「トライアングル道路網」の一翼として、また、広島中央テクノポリスの基幹道路として重要な役割を担っている。

平成27年3月に馬木IC～黒瀬IC間が供用し、暫定2車線で全線供用した。

また、令和4年3月には阿賀IC立体化（呉方面）が完成し、安全性の向上や交通の円滑化が図られた。

(2) 事業の経緯

- 昭和58年11月 東広島・呉自動車道建設促進期成同盟会を設立し、早期建設についての活動を展開
- 昭和62年6月 高規格幹線道路（14,000km構想）として指定
- 平成元年8月 基本計画の決定
- 平成2年3月 路線計画の承認
- 平成2年6月 ルートの公表
- 平成2年11月 都市計画決定（変更 平成17年2月）
- 平成3年4月 1工区（高屋JCT・IC～馬木IC間、11.7km）事業着手
- 平成4年4月 2, 3工区（馬木IC～阿賀IC間、21.1km）事業着手
- 平成5年4月 建設省の直轄代行事業となる。
- 平成8年4月 1工区一部工事着手
- 平成12年3月 3工区広地区工事着手
- 平成14年3月 3工区横路トンネル工事着手（平成17年3月貫通）
- 平成15年3月 3工区郷原地区工事着手
- 平成16年3月 3工区掲山トンネル工事着手（平成18年10月貫通）
- 平成19年11月 1工区（上三永IC～馬木IC間、7.3km）供用開始（暫定2車線）
- 平成20年3月 3工区郷原トンネル工事着手（平成21年8月貫通）
- 平成20年11月 3工区広石内トンネル工事着手（平成23年4月貫通）
- 平成21年7月 2工区岩山トンネル工事着手（平成23年2月貫通）
- 平成22年3月 1工区（高屋JCT・IC～上三永IC間、4.4km）供用開始（暫定2車線）
- 平成24年4月 2工区一部, 3工区（黒瀬IC～阿賀IC間、12.3km）供用開始
- 平成27年3月 2工区（馬木IC～黒瀬IC間、8.8km）供用開始（暫定2車線）により、
全線供用（平成27年3月15日）
- 平成29年3月 阿賀IC立体化事業 工事着手
- 平成29年4月 大多田IC供用開始（ハーフインターチェンジ）
- 平成31年4月 重要物流道路に指定
- 令和4年3月 阿賀IC立体化事業（呉方面） 完成

(3) 諸元

全長	32.8 km (呉市部分約 10.1 km) 山陽自動車道高屋JCT・ICより分岐。 竹原市，東広島市を經由し，呉市郷原町惣引谷に入り二級峡付近から， 黒瀬川西岸沿い広横路を通過し，阿賀ICで一般国道 185 号に接続
標準幅員	20.5m
車線数	4車線 (暫定2車線で供用)
設計速度	80 km/h
インターチェンジ	全区間で8カ所設置 (呉市では，郷原IC，阿賀ICの2カ所)

東広島・呉自動車道



6 一般国道 31 号バイパス「広島呉道路（クリアライン）」

(1) 事業の概要

広島市と呉市を結ぶ一般国道31号は、両市を結ぶ幹線道路として重要な役割を担っており、朝夕の通勤時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生していた。

広島呉道路（クリアライン）は、一般国道31号の交通渋滞を解消し、呉市とその周辺地域の発展を促すために計画された自動車専用道であり、平成8年に仁保IC～呉IC間が暫定2車線で全線供用したことで、広島市・呉市の連携が強化され、広域的な社会経済活動や観光周遊等を支え、地域の活性化に寄与してきた。

しかしながら、平成30年7月豪雨において、坂町水尻地区で道路崩壊が発生し、84日間にわたって通行不能となり、市民生活の回復や被災地域への物資の輸送などに多大な影響を及ぼしたことから、平成31年3月、暫定2車線区間である坂～呉間（約12.2km）について、財政投融資を活用した4車線化が決定した。令和3年7月には、西日本高速道路株式会社において4車線化事業の着工式が行われ、事業が進められている。

(2) 事業の経緯

- 昭和49年5月 広島～坂間（3.2km） 供用開始（4車線）
- 平成元年4月 天応～呉間（6.3km） 供用開始（暫定2車線）
- 平成8年8月 坂～天応間（6.4km） 供用開始（暫定2車線）により、全線供用（平成8年8月30日）
- 平成20年9月 ETC供用開始
- 平成21年3月 通勤割引、休日特別割引など高速自動車国道と同等のETC時間帯割引の導入
- 平成22年4月 広島高速2号線と接続
- 平成22年6月 無料化社会実験（平成23年6月19日終了）
- 平成26年4月 「新たな高速道路料金」に変更
- 平成31年3月 坂～呉間（12.2km）4車線化事業許可
- 平成31年4月 重要物流道路に指定
- 令和元年9月 国土交通省により幹線道路ネットワーク機能強化のための調査に着手
- 令和元年10月 消費税率等の引上げ等に伴う料金変更
- 令和2年8月 広島呉道路建設促進期成同盟会設立（県・4市2町 会長：呉市）
- 令和3年3月 広島都市高速との連続利用割引（ETC車）の導入
- 令和3年7月 4車線化事業 着工式開催
- 令和4年11月 全事業区間の工事着手

(3) 諸元

供用区間	広島市南区仁保～呉市西中央	15.9km
	（坂北～呉間 暫定2車線	12.2km）
標準幅員	20.5m（暫定2車線：10.5m）	
車線数	4車線（坂北～呉間 暫定2車線）	
設計速度	80 km/h	

広島呉道路



7 一般国道 185 号バイパス「休山新道」

(1) 事業の概要

呉市から三原市に至る国道185号は、瀬戸内沿岸部の各都市を結ぶ幹線道路として、沿線地域の産業・社会活動に大きな役割を果たしている。

呉市中心部と阿賀・広地区を結ぶ「呉越峠」と呼ばれる区間は、道路勾配が急でカーブも多いことから、交通事故が多発し、また朝夕のラッシュ時には、著しい交通渋滞が発生していた。

こうした問題を解決するため「休山新道」が計画され、平成14年3月に暫定2車線で供用した。暫定2車線供用後、呉越峠で発生していた渋滞は解消されたものの、休山トンネル前後の渋滞や、渋滞に起因した交通事故が多く発生したことから、平成26年度より4車線化のトンネル工事に着手し、平成31年3月に供用した。

(2) 事業の経緯

- 昭和17年より特24号国道として事業に着手するも、昭和19年戦況悪化のため中断
- 昭和21年10月 2車線の道路として都市計画決定
- 昭和61年に建設省の事業採択を受け、62年3月、4車線に都市計画の変更
- 昭和62年に測量調査、63年に設計協議を経て、平成元年から用地買収に着手
- 平成6年11月 長迫側国道取付け部の道路工事に着手
- 平成8年5月 阿賀側工事用道路の工事に着手
- 平成8年10月 長迫側トンネル坑口工事に着手
- 平成9年9月 長迫側トンネル本体掘削工事に着手
- 平成11年7月 阿賀側トンネル本体掘削工事に着手
- 平成12年9月 トンネル貫通
- 平成14年3月 供用開始（暫定2車線）
- 平成16年8月 歩車道分離壁完成
- 平成27年3月 II期線トンネル掘削工事着手（阿賀側）
- 平成28年6月 II期線トンネル掘削工事着手（長迫側）
- 平成30年1月 II期線トンネル貫通
- 平成31年3月 II期線供用開始（完成4車線）
- 平成31年4月 重要物流道路に指定

(3) 諸元

区間	呉市本通6丁目～阿賀中央6丁目
延長	約2.6km（うち休山トンネル1.7km）
標準幅員	I期線（呉方面）12.0m、II期線（広方面）8.0m
車線数	4車線

休山新道



4車線化完成 平成31年3月10日



4車線化完成後の状況

8 一般国道 487 号等整備事業

(1) 事業の概要

一般国道487号は、呉市から江能倉橋島地域を経由して広島市に至る幹線道路であり、地域住民の生活や経済活動に重要な役割を担っている。

本路線のうち、呉市中央地区から音戸地区に至る区間においては、朝夕の交通渋滞により、通勤・通学や通院など住民の日常生活に支障を来していたが、平成25年3月に警固屋音戸バイパスが供用し、音戸大橋周辺の渋滞が解消した。

現在、江能倉橋島地域から東広島・呉自動車道へのアクセス道路となる主要地方道呉環状線の警固屋工区、阿賀南工区が進められている。

(2) 事業の経緯

① 警固屋音戸バイパス

- 平成7年 測量調査着手
- 平成9年12月 用地測量着手
- 平成10年～ 用地買収着手
- 平成15年3月 警固屋高架橋概成
- 平成17年3月 警固屋トンネル工事着手（平成18年3月貫通）
- 平成18年3月 音戸トンネル工事着手（平成19年8月貫通）
- 平成19年3月 坪井大橋工事着手（平成22年1月完成）
- 平成19年8月 棚田川橋工事着手（平成22年9月完成）
- 平成20年3月 第二音戸大橋音戸側下部工工事着手
- 平成20年10月 第二音戸大橋警固屋側下部工工事着手
- 平成21年10月 第二音戸大橋上部工工事着手（平成23年4月24日一括架設）
- 平成25年3月 警固屋音戸バイパス供用開始（平成25年3月27日）

② 呉環状線（警固屋工区）

- 平成9年 地元説明会を開催し、測量調査に着手
- 平成12年6月 防空ごう工法検討着手
- 平成15年3月 広島県道路整備計画の改訂により当面事業休止
- 平成25年11月 ルート検討のため、測量調査に着手

③ 呉環状線（阿賀南工区）

- 平成26年11月 ルート検討のため、測量調査に着手
- 平成28年4月 用地買収着手
- 令和元年11月 工事着手

(3) 諸元

① 警固屋音戸バイパス（第二音戸大橋を含む）

区 間	呉市警固屋4丁目～音戸町渡子1丁目
延 長	3.9km
標準幅員	10.5m～19.0m（第二音戸大橋21.0m）
車 線 数	2～4車線（暫定2車線）

② 呉環状線（警固屋工区）

区 間	呉市警固屋7丁目～警固屋9丁目
延 長	約1.4km
標準幅員	10.5m
車 線 数	2車線

③ 呉環状線（阿賀南工区）

区 間	呉市阿賀南9丁目
延 長	約0.2km
標準幅員	12.0m
車 線 数	2車線

一般国道487号等



9 主要地方道呉平谷線整備事業

(1) 事業の概要

主要地方道呉平谷線は、呉市中央地区と昭和地区を結び市民生活を担う重要な幹線道路であるが、朝夕の交通渋滞や災害時の交通規制など、市民生活、経済活動に大きな支障を来している。

このため、上二河～此原までの山岳区間については道路改良事業により、昭和地区の街中については都市計画道路焼山押込線として街路事業により、それぞれ事業が進められている。

上二河～此原区間については、平成13年10月に整備計画が示され、令和3年3月に上二河工区の着工が行われ工事が進められているとともに、令和5年3月には此原工区が供用開始された。

また、都市計画道路焼山押込線については整備済区間の沿線に商業施設の立地が進むなど、新たな賑わいが創出されており、現在、未整備区間である焼山北～焼山泉ヶ丘〔本庄工区〕の用地買収や工事及び焼山北〔本庄2工区〕の測量・設計や用地買収が進められている。

(2) 事業の経緯

① 主要地方道呉平谷線（上二河～此原）

- 平成11年7月 山岳区間整備の基本的な考え方の提示
- 平成12年11月 測量調査説明会（此原工区）
- 平成13年10月 整備計画の提示
- 平成15年5月 用地測量説明会（此原工区）
- 平成16年4月 用地買収着手（此原工区）
測量・地質調査（上二河工区）
- 平成17年5月 工事着手（此原工区）
- 平成18年5月 用地測量・設計（上二河工区）
- 平成19年10月 一般県道焼山吉浦線付替工事着手（此原工区）
- 平成20年4月 用地買収着手（上二河工区）
- 平成21年3月 一般県道焼山吉浦線付替工事完成（此原工区）
- 平成21年4月 山切・道路河川切回し工事に着手（此原工区）
- 平成29年1月 用地買収完了（上二河工区）
- 平成29年3月 山切工事完成（此原工区）
- 平成30年3月 道路拡幅概成（此原工区）
- 令和元年6月 県が工事の進め方を公表（上二河工区）
- 令和元年8月 橋りょう詳細設計（上二河工区）
- 令和3年3月 工事着手（上二河～此原）
- 令和3年7月 工事説明会（上二河～此原）
- 令和4年10月 橋りょう下部工工事着手（上二河工区）
- 令和5年3月 供用開始（此原工区）

② 都市計画道路焼山押込線（焼山此原町～押込4丁目）

- 昭和42年12月 都市計画決定（変更 平成2年12月、平成10年11月）
- 平成3年4月 焼山此原町～焼山西1丁目事業着手
- 平成7年 焼山西1丁目～焼山北1丁目事業着手
- 平成14年4月 焼山此原町～焼山西1丁目供用開始（暫定2車線）

- 平成15年 9月 焼山此原町 4車線化工事着手
- 平成16年 3月 新焼山トンネル工事着手（平成18年2月貫通）
- 平成16年 7月 焼山此原町 4車線化完成
- 平成20年 3月 焼山西1丁目～3丁目供用開始（暫定2車線）
- 平成22年 2月 焼山西3丁目～焼山北1丁目供用開始（暫定2車線）
- 平成29年 9月 焼山～焼山泉ヶ丘〔本庄工区〕事業着手
- 平成30年 6月 用地買収着手
- 令和元年11月 工事着手
- 令和3年 3月 焼山北〔本庄2工区〕が「広島県道路整備計画2021」に位置付け
- 令和4年 4月 焼山北〔本庄2工区〕事業着手

(3) 諸元

① 主要地方道呉平谷線 上二河～此原区間

区 間	上二河町～焼山此原町
延 長	2.4km
標準幅員	21m
車 線 数	4車線（暫定2車線）

② 都市計画道路焼山押込線

区 間	焼山此原町～押込4丁目
延 長	5.63km
標準幅員	25m
車 線 数	2～4車線



10 市道整備事業

(1) 横路1丁目白石線

国道185号と並行して補助幹線道路を整備することで、広地区の安全で円滑な交通の確保を図るとともに、地域の活性化・防災強化に資するために、整備を進めている。

〔整備済区間〕

事業年度 昭和54年度～平成29年度
事業費 約34億円
延長 1,850m(呉商業高等学校西交差点～呉市総合体育館)
幅員 15m

〔事業中区間〕

事業年度 平成29年度～
事業費 約20億円
延長 664m(呉港高等学校東交差点～横路4丁目白石線)
幅員 15m

(2) 大新開吉松線

横路4丁目白石線と横路1丁目白石線を結ぶ路線を整備することで、各路線の循環が可能となり、広地区の安全で円滑な交通の確保をより一層図るとともに、地域の活性化・防災強化に資するため、整備を進めている。

事業年度 平成24年度～
事業費 約15億円
延長 425m(広大新開1丁目～広大新開3丁目)
幅員 15m

(3) 中央二河町線

平成30年7月に発生した豪雨を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の一環として広島呉道路4車線化が事業着手されたことを受け、呉ICのアクセス道路である中央二河町線の整備を行い、災害に強い安全・安心な道路ネットワークの構築を図る。

事業年度 令和2年度～
事業費 約8.4億円
延長 310m(呉IC～広島地方裁判所呉支部前交差点部)
幅員 28.5m

(4) 焼山矢野線バイパス

昭和地区から広島市方面への道路ネットワークとなる焼山矢野線バイパスを整備することで、地区内の円滑な交通体系を確立し、利便性・安全性の向上を図る。

事業年度 平成8年度～
事業費 約13億円
延長 800m(焼山北3丁目地内)
幅員 12m

(5) 広域合併に伴う市道整備

広域合併後の新しいまちづくりを推進するために、下記の市道整備を進めている。

① 川尻本線1号

川尻地区における国道185号の交通渋滞や交通不能に対応する補助幹線道路として、住民の利便性の向上、安全確保を図るため、整備を進めている。

事業年度 平成15年度～
事業費 約13億円
延長 1,000m
幅員 9.25m

② 南隠渡線

音戸地区において、警固屋音戸バイパス延伸の国道487号湾内アクセス工区と現487号に接続し、道路利用者の安全性・利便性の向上を図るため、整備を進めている。

事業年度 平成16年度～
事業費 約13億円
延長 300m
幅員 15.5～17.5m

③ 原畑田屋線

安浦地区において、県道矢野安浦線と国道185号のネットワークを確立し、市中心部へのアクセス道として、整備を進めている。

事業年度 平成15年度～
事業費 約18億円
延長 1,040m
幅員 9.5m

④ 沖友一周線

豊町沖友地区の交通安全の確保と緊急車両等の通行確保のため、整備を進めている。

事業年度 平成14年度～
事業費 約10億円
延長 1,100m
幅員 5m

11 公園

公園整備の現況

多様化し、増大する市民のレクリエーション需要に応えるため、大規模公園の整備と、地域に密着した街区公園やコミュニティ広場等の継続的な整備を並行して推進している。

(1) 公園面積

(単位：ha)

公園種別	数	開設面積	備考
街区公園	315	33.76	
近隣公園	10	14.17	
地区公園	5	28.12	
運動公園	2	22.80	
総合公園	3	31.70	
風致公園	3	42.12	
歴史公園	1	32.90	
特殊公園	1	0.84	
その他	2	2.80	墓園 1 ; 2.70ha 都市緑地 1 ; 0.08ha
計	342	209.19	
人口 1 人当たりの公園面積 10.05 m ² /人 (R 5. 3 月末人口) 208,096 人			

(2) 中央公園

◎所在地 呉市中央 4 丁目地内

◎面積 約 6.9ha

戦災で廃墟と化した市街地中央部に戦災復興土地区画整理事業により設けられた地区公園で、従来、公共空地整備事業、失業対策事業及び公園整備事業で整備を進め、市制施行 70 周年にあたる昭和 47 年度に施設整備を完了した。

その後、昭和 58 年度に建設省の指定を受けた「都市景観形成モデル事業」の推進のため、堺川公園、岩方公園と統合し、中央公園の名称で蔵本通りと一体的に整備し、良好な都市景観を形成している。また、平成 19 年度には花の広場に新たな大型複合施設遊具を設置している。平成 28 年度には、堺川駐車場跡地を整備し、公園区域に編入した。

◎事業完了年度 昭和 62 年度

◎事業費 7 億 6,900 万円

◎主な施設

蔵本通り

出会いのゾーン { 出会いの広場：カリヨン（時計塔）
水の広場：滝、徒歩池

集いのゾーン { 集いの広場 : 野外ステージ
 芸術の広場 : 広場, 植栽

憩いのゾーン { こもれび広場 : 植栽, ベンチ
 花の広場 : 大型遊具, 時計塔, 花壇, 噴水

中央噴水広場

噴水広場 : モニュメント塔 高さ 11.0 m
 児童コーナー : 遊具, 植栽
 駐車場 : 97 台

(3) 広公園

広公園は、広地区唯一の大規模な地区公園であり、平成 14 年度に竣工した呉市総合体育館（オークアリーナ）は新たな屋内スポーツの拠点となるとともに、呉市地域防災計画で広域避難場所に指定されている広公園の防災拠点機能の強化にもつながる。また、平成 20 年度に児童コーナーに新たな大型複合遊具を設置している。

事業年度	平成 10～14 年度
総事業費	約 51 億 9,400 万円
主な施設	呉市総合体育館（シシンヨーオークアリーナ）
	メインアリーナ 2,451 m ²
	（バレーボール 4 面 バスケット 3 面 バトミントン 12 面）
	サブアリーナ 640 m ²
	武道場 720 m ²
	観覧席 1,922 席

(4) 焼山公園

呉市の人口急増地区である昭和地区に大規模な公園・広場がなく、また広く市民の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供するため総合公園として整備したものである。

なお、昭和 62 年 4 月から、多目的広場、平成元年 4 月からテニスコートとエスキークートなど（5.6ha）の供用を開始。夜間照明の設置により、平成 10 年 8 月から多目的広場、平成 12 年 5 月からはテニスコートのナイター利用ができるようになっている。また、平成 21 年度に新たな大型複合遊具を設置している。

事業年度	昭和 54～平成 11 年度
面積	11.3ha
事業費	19 億 4,000 万円
主な施設	多目的広場（1 面）、ナイター照明 1.6ha
	テニスコート（5 面）、ナイター照明 0.4ha

エスキーテニスコート(5面)	0.1ha	
観賞池		0.1ha
駐車場(226台)		0.8ha
緑地		8.3ha

(5) アレイからすこじま

呉港の工業地帯のほぼ中央部に位置するこの公園（アレイからすこじま）は、レンガ色を基調とした落ち着いた雰囲気自慢で、ベンチや樹木を植え、潜水艦が見える公園として呉市の観光の目玉となっている。

なお、この公園内には、旧海軍が魚雷などを潜水艦に積み込むために使用されていたクレーンや、日清戦争（明治 27～28 年）頃まで使用されていた「先込め式」と呼ばれる大砲の砲身を利用した係船柱が展示保存されている。

事業年度	昭和 60 年度
延長	300m
幅員	7～15m
事業費	7,600 万円

(6) 狩留賀海浜公園

狩留賀海浜公園の自然が十分に活用されていなかったため、日帰りで市民が集い、憩い、楽しめるアウトドア型リゾートを目指して再整備を行い、平成 9 年 7 月に供用開始している。

この公園の愛称は、「ロマンティックビーチかるが」とし、平成 18 年 9 月 1 日から指定管理者により管理している。

事業年度	昭和 61～平成 9 年度
事業費概算	60 億円
主な施設（面積）	

15.1ha	公園 (12.3ha)	眺望テラス	0.3ha
		各種広場	1.0ha
		ピクニック広場	0.5ha
		フィールドアスレチック	1.5ha
		駐車場(227台)	0.3ha
	人工海浜(2.8ha)延長400m,幅員80~100m		

(7) 警固屋公園

警固屋地区には、公園・広場が不足していたため、地区住民が多目的に利用できるスポーツ広場の用に供するため近隣公園として整備した。

事業年度	昭和 63～平成 3 年度		
面積	2. 5ha		
事業費	28 億 5, 000 万円		
主な施設	多目的広場、ナイター照明	} 1. 6ha	
	テニスコート (2 面)		
	児童コーナー		0. 2ha
	駐車場 (145 台)		0. 7ha

(8) 天応公園

天応大浜 3 丁目の埋立地に、レクリエーションの場を提供する公園として整備した。

事業年度	平成 2～3 年度
面積	0. 8ha
事業費	11 億 5, 600 万円
主な施設	モニュメント 2 基, 噴水池 1 基, 芝生広場, 植栽

(9) 音戸の瀬戸公園

歴史的に有名な音戸の瀬戸を見下す風致公園にサクラやヒラドツツジ等を植栽し、四季を通して気軽に散策できる、名実ともに呉市の観光地にふさわしい公園として整備した。

事業年度	平成 2～4 年度
面積	7. 6ha
事業費	約 8 億 800 万円
主な施設	植栽 (サクラ, ヒラドツツジ外), 便所, 駐車場, 展望広場,

(10) 灰ヶ峰公園

呉新世紀の丘開発構想の一環として、呉市のシンボルとなる灰ヶ峰の豊かな自然を活用し、ギフチョウ等貴重な動植物の保護育成を行うとともに、自然環境を大切にす
る人々をはぐくむ環境ふれあい公園を整備した。

事業年度	平成 5～16 年度
面積	6. 0ha
事業費	約 8 億円
主な施設	森の学習広場他, 遊歩道, 林間歩廊デッキ, 資材庫・便所, 自然生態 保存ゾーン

(11) 呉ポートピアパーク

「自由空間，遊びとにぎわいの創造～わたし流の公園遊び」をテーマに、広い芝生広場や水遊びの出来るじゃぶじゃぶ池，各種イベントの出来る広場，研修施設など入園者の自由な発想で楽しんでいただける公園として整備した。また，平成 18 年 9 月 1 日から指定管理者により管理している。

事業年度 平成 10～12 年度
面積 4.9ha
事業費 約 7 億 2000 万円
平成 12 年 7 月 20 日 オープン

(12) 安登公園

安浦地区に安心して子供たちが遊べ，全ての年齢層が憩えるコミュニティ形成の場として整備した。

事業年度 平成 13～24 年度
面積 2.9ha
事業費 約 9 億 7000 万円
主な施設 多目的広場，芝生広場，遊戯施設

◎ 土 木

1 概 要

市民の生活と財産を守るために、狭小道路の改良，河川の改良，急傾斜地の防護事業を行い，社会的及び自然的な災害の発生を防ぎ，市民の安全生活の保護を推進している。

2 道路の状況

年次	総数		国道		県道		市道	
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)
30	1,830,592	10,925,763	92,228	1,122,936	234,889	2,029,891	1,503,475	7,782,936
元	1,831,135	10,950,391	92,228	1,133,736	234,889	2,029,891	1,504,018	7,786,764
2	1,831,537	10,960,166	92,228	1,133,736	234,889	2,029,891	1,504,420	7,796,539
3	1,842,742	11,121,738	92,279	1,236,972	234,781	2,036,553	1,515,682	7,848,213
4	1,843,109	11,140,467	92,469	1,249,682	233,376	2,028,652	1,517,264	7,862,133

3 道路舗装状況

年次	総数		舗装道		未舗装道	
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)
30	1,833,231	10,978,879	1,681,359	10,667,679	151,872	311,200
元	1,831,135	10,950,391	1,679,263	10,639,200	151,872	311,191
2	1,831,537	10,960,166	1,680,358	10,651,205	151,179	308,961
3	1,842,742	11,121,738	1,691,520	10,812,634	151,222	309,104
4	1,843,109	11,140,467	1,692,154	10,831,780	150,955	308,687

4 橋りょうの状況

年次	総数		舗装道		未舗装道	
	橋りょう数	延長(m)	橋りょう数	延長(m)	橋りょう数	延長(m)
30	1,206	20,990	1,202	20,840	4	150
元	1,206	20,992	1,202	20,842	4	150
2	1,207	20,995	1,203	20,845	4	150
3	1,218	18,538	1,214	18,388	4	150
4	1,220	19,137	1,216	18,987	4	150

(各年とも，4月1日現在)

5 急傾斜地復旧整備事業

(1) 融資内容

個人所有の自然崖など、急傾斜地の災害防止を促進し、災害のない「安全で美しいまちづくり」を推進するため、所有者等が行う復旧整備工事に対して、必要な資金を無利子で融資を行う。

融 資 額	50万円以上～500万円以下
貸付利率	無利子
償還方法	元金均等毎月払
償還期間	15年以内

(2) 融資状況

年 度	件 数	金 額	備 考
30	1	1,750	H11.10.1 から無利子融資を実施
元	2	9,750	
2	2	5,500	
3	0	0	
4	0	0	

◎契約

公共工事の円滑な執行のため、適正な発注に努力しており、工事の性質や効果等を考慮した、分離、分割発注等を通じ、地元中小建設業者の受注機会の確保を心がけている。

1 入札参加有資格業者数

	令和4年度			
	市内業者	準市内業者	市外業者	合計
建設工事	313	24	701	1,038
測量・建設コンサルタント	17	20	397	434
合計	330	44	1,098	1,472

2 契約状況

	令和4年度				
	一般競争入札(事後審査型)	一般競争入札(事前審査型)	指名競争入札	随意契約	合計
建設工事	243件	14件	/	108件	365件
	6,340,830,826円	1,820,826,700円		365,635,600円	8,527,293,126円
測量・建設コンサルタント	14件	11件	41件	20件	86件
	272,338,220円	221,503,700円	198,379,315円	130,088,200円	822,309,435円
合計	257件	25件	41件	128件	451件
	6,613,169,046円	2,042,330,400円	198,379,315円	495,723,800円	9,349,602,561円

◎駐車場

呉市には、蔵本・呉駅西・阿賀駅前・本通の4カ所に市営駐車場があり、総収容台数は1,061台となっている。

1 蔵本駐車場

所在地	呉市中央3丁目11番5号
建設費	9億1,385万円
供用開始	昭和58年4月9日
規模	5階建6層自走式
構造	鉄骨造
敷地面積	2,256.86㎡
建築延面積	9,188.60㎡
収容台数	355台
使用料	30分までごとに100円（最大料金 1,200円） 夜間料金 24時～7時 500円
供用時間	7時～24時
実績	（令和4年度） 11万5,282台 5,453万550円

2 呉駅西駐車場

所在地	呉市宝町1番10号
建設費	13億5,755万2千円
供用開始	平成2年2月20日
規模	8階建6層自走式
構造	鉄骨造
敷地面積	4,165.79㎡
建築延面積	12,027.99㎡
収容台数	481台（※H14.7.1 から身障スペース増設により通常スペースを減としたため。）
使用料	通常料金 30分までごとに100円（最大料金1,500円） 夜間料金（25時～6時30分） 60分までごとに100円（最大料金500円）
供用時間	24時間
実績	（令和4年度） 16万2,091台 5,715万9,550円

3 阿賀駅前駐車場

所在地	呉市阿賀中央 6 丁目 2 番 3 号	
建設費	3 億 440 万円	
供用開始	平成 4 年 10 月 1 日	
規模	2 階建 3 層自走式	
構造	鉄骨造	
敷地面積	2,779.97 m ² の一部	
建築延面積	2,617.75 m ²	
収容台数	101 台	
使用料	通常料金 30 分までごとに 80 円 (最大料金 960 円) 夜間料金 (24 時~7 時 30 分) 60 分までごとに 80 円 (最大料金 400 円)	
供用時間	24 時間	
実績	(令和 4 年度) 6 万 3,248 台	1,346 万 5,380 円

4 本通駐車場

所在地	呉市本通 4 丁目 10 番 11 号	
建設費	6 億 695 万 6 千円	
供用開始	平成 11 年 4 月 1 日	
規模	4 階建自走式	
構造	鉄筋鉄骨コンクリート造	
敷地面積	1,625.10 m ² の一部	
建築延面積	4,000.52 m ²	
収容台数	124 台	
使用料	30 分までごとに 100 円 (最大料金 1,200 円) 夜間料金 24 時~7 時 30 分 500 円	
供用時間	7 時 30 分~24 時	
実績	(令和 4 年度) 4 万 7,686 台	1,772 万 2,500 円

◎ 財 産

公有財産の総括管理、普通財産の管理・貸付及び処分、国有地の取得等を行い、市有財産の計画的な維持・管理を推進している。

1 財産の処分状況（一般会計）

区 分	件 数 (件)	数 量 (m ²)
土 地	23	9,884.50
建 物	-	-

2 市有財産貸付件数

区 分		件 数 (件)	数 量 (m ²)
土 地	有 償	758	108,247
	無 償	452	366,682
計		1,210	474,929
建 物	有 償	94	9,537
	無 償	296	51,874
計		390	61,411

3 旧軍港市所在国有財産転用状況

区 分		面 積 (千m ²)	比 率 (%)
処 分 済	民 間	3,250	34.1
	公 共	3,339	35.1
提 供 施 設		237	2.5
所 管 換 等	防 衛 施 設	775	8.1
	農 地 そ の 他	1,467	15.4
未転用（一時使用含む）		459	4.8
計		9,527	100.0

◎ 市 営 住 宅

1 現 況

住宅セーフティネットの中核としての役割を担う市営住宅について、住宅の質の維持・向上を図り、適切な管理に努めている。

2 管理戸数及び使用料

(令5.4.1)

種別	構造							計	使用料 (最低～最高)
	木造	簡易耐火 平屋建	簡易耐火 2階建	低層耐火	中層耐火	高層耐火			
公営住宅	5	44	305	75	1,808	608	2,845	3,600～122,400円	
改良住宅	0	0	40	32	560	55	687		
その他の住宅	0	0	8	17	24	28	77		
計	5	44	353	124	2,392	691	3,609		

○使用料収入状況

収納義務額 712,766,282 円 参考：令和4年度決算額（家賃・駐車場）

収入済額 581,415,340 円

3 市営住宅応募状況

区分	年度	新築・空家別	公募戸数 (戸)	応募世帯数 (世帯)	応募倍率 (倍)
25	新築	0	0	0	0
	空家	98	391	4.0	
26	新築	0	0	0	
	空家	104	352	3.4	
27	新築	0	0	0	
	空家	119	392	3.3	
28	新築	0	0	0	
	空家	133	402	3.0	
29	新築	0	0	0	
	空家	129	345	2.7	
30	新築	0	0	0	
	空家	117	293	2.5	
R元	新築	0	0	0	
	空家	134	286	2.1	
R2	新築	44	35	0.8	
	空家	124	276	2.2	
R3	新築	0	0	0	
	空家	120	261	2.2	
R4	新築	0	0	0	
	空家	114	332	2.9	

◎ 空き家対策

1 条例及び特措法の概要

呉市空家等の適切な管理に関する条例は、空き家等の管理の適正化を促すことにより、安全・安心な街づくりを推進することを目的として、議員提案により平成 25 年 6 月 17 日に制定され、平成 26 年 1 月 1 日から施行された。

また、平成 27 年 5 月 26 日における空家等対策の推進に関する特別措置法(特措法)の全面施行に伴い、同条例の一部改正を実施し、当該施行日以降については、特措法を根拠法令とし、各種措置(助言・指導、勧告等)を実施することとなった。

2 条例又は特措法に基づく情報提供受付等の件数

対応状況	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	10年間総計
(ア) 情報提供受付件数	146	151	113	145	116	1,498
(イ) (ア)のうち特措法に基づく措置対象件数	140	151	112	134	112	1,411
(ウ) 所有者判明件数	145	142	117	138	107	1,378
(エ) 事前指導件数	147	143	117	135	112	1,375
(オ) 助言又は指導件数(特措法第14条第1項)	0	0	0	0	0	46
(カ) 勧告件数(特措法第14条第2項)	0	0	0	0	0	10
(キ) 改善件数	87	102	99	107	113	929
(ク) 対応中件数【各年度末時点】	394	443	456	483	482	—

※10年間総計の数値は、H25～R4年度の累計件数である。

◎ 建築指導

1 現況

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備、用途に関する最低の基準を定め、国民の生命、健康、財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律である。

建築指導課は、この法律に基づく事務を所管する課として組織されたものであり、また、本市では、昭和50年4月から市長が特定行政庁となり、建築確認及び検査業務を行っている。

業務の主な内容は、建築物を建築しようとする場合、その計画が、建築基準法に適合しているか否かの審査を行い、建築完了後には、それらの検査をすることである。また、平成10年6月の同法の改正に伴い、平成11年5月からは計画変更申請の審査を行い、平成12年1月からは市民の財産となる住宅などの構造安全性を確保するために中間検査制度を導入している。

また、現在の規定に適合していない部分を有する既存の建築物、いわゆる既存不適格建築物の増改築についても指導や助言を行っており、既存のエレベーター、エスカレーターなどの昇降機や大型店舗、ホテル、病院などの特殊建築物についても、維持管理の状態を定期的に報告させ、場合によっては立入調査や指導を行っている。

さらに、平成14年度から県内の他市町に先駆けて「木造住宅耐震診断事業」を立ち上げ、昭和56年5月31日以前に建築着工された耐震性の劣る木造住宅の耐震診断を行い、平成17年度からは「木造住宅耐震改修助成事業」を創設して既存木造住宅の耐震性の向上を推進し、平成23年度からは「危険建物除却促進事業」を立ち上げ、倒壊等の危険のある空き家の解消にも努めている。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
確認申請取扱件数	確認申請受付件数	133	130	144
	計画変更申請件数	25	13	17
	確認件数	140	142	153
	中間検査申請件数	89	74	81
	検査済証発行件数	140	119	148
計画通知取扱件数	計画通知受付件数	11	15	11
	計画変更申請件数	3	2	3
	通知件数	11	17	16
	中間検査申請件数	1	0	0
	検査済証発行件数	11	13	12
建築許可取扱件数	許可申請受付件数	16	9	11
	許可件数	16	9	10
長期優良住宅取扱件数	認定件数	96	80	86
仮使用承認取扱件数	承認申請件数	4	4	3
	承認通知件数	4	4	3
道路位置指定申請取扱件数	申請件数	2	5	7
	指定件数	1	5	5
	指定延長(m)	81.85	169.02	167.48
定期報告件数	特殊建築物	52	129	62
	昇降機等	1,230	1,244	1,235
	建築設備	267	270	273
建築審査会件数	建築審査会	1	1	2
	意見の聴取会	1	0	0
構造計算取扱棟数	受託件数	16	17	17
耐震改修関係取扱件数(木造住宅)	耐震診断件数	5	10	10
	耐震改修件数	0	0	3
危険建物除却事業件数	除却件数	62	69	80

2 建築確認等申請手数料収入状況

(単位:千円)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
確認申請手数料	3,797	3,184	2,501	2,508	3,189
計画変更申請手数料	1,275	713	1,438	315	172
中間検査申請手数料	1,592	1,626	1,414	1,188	1,295
完了検査手数料	2,705	2,609	2,698	2,429	2,701
許可・仮使用・認定手数料	2,613	2,477	2,295	1,332	2,305
諸証明手数料	154	176	155	178	219
構造計算手数料	0	0	0	0	0
計	12,136	10,785	10,501	7,950	9,881

3 呉市空家等の適切な管理に関する条例及び空家等対策の推進に関する特別措置法

(1) 条例及び特措法の概要

呉市空家等の適切な管理に関する条例は、空き家等の管理の適正化を促すことにより、安全・安心な街づくりを推進することを目的として、議員提案により平成25年6月17日に制定され、平成26年1月1日から施行された。

また、平成27年5月26日における空家等対策の推進に関する特別措置法(特措法)の全面施行に伴い、同条例の一部改正を実施し、当該施行日以降については、特措法を根拠法令とし、各種措置(助言・指導、勧告等)を実施することとなった。

(2) 条例又は特措法に基づく情報提供受付等の件数

対応状況	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績
① 情報提供受付件数	151(1124)	113(1237)	145(1382)	
内訳	建築物及び工作物等	97(812)	73(885)	65(950)
	立木及び動物等	54(312)	40(352)	80(432)
	その他	0	0	0
② 現地外観調査済件数	151(1124)	113(1237)	145(1382)	
③ 措置法に基づく措置の対象件数	151(1053)	112(1165)	134(1299)	
④ 所有者等判明件数	142(1016)	117(1133)	138(1271)	
⑤ 事前指導件数	143(1011)	117(1128)	135(1263)	
⑥ 助言又は指導件数	0(46)	0(46)	0(46)	
⑦ 勧告件数	0(10)	1(10)	0(10)	
⑧ 改善件数(予定を含む。)	102(610)	99(709)	107(816)	

()内の数値は、各年度末における累計件数である。

◎ 公 社

1 呉市土地開発公社

◎概 要

昭和49年4月、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、「呉市土地開発公社」を設立し、公共用地、公用地等の取得、管理処分及び住宅用地、工業用地等の造成、処分を行い、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与している。

◎法人の設立 昭和49年4月1日

◎事務所の所在地 呉市中央4丁目1番6号

◎基本財産 500万円

◎役 員

理 事 長	1名（市副市長）
副理事長	1名（市財務部長）
常務理事	1名（市財務部長兼務）
理 事	16名（学識経験者2，市議会議員10，市職員4）
監 事	3名（銀行支店長，市会計管理者，市職員）

◎業務の範囲 設立の目的を達成するため「公有地の拡大の推進に関する法律」第17条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務を行う。

◎ 港 湾

1 概 要

(1) 重要港湾呉港(港湾管理者:呉市)の概要

呉港は瀬戸内海のほぼ中央に位置し、九州・四国、周辺島嶼部を結ぶ海上交通の要衝として、また鉄鋼、造船、機械などの臨海工場群を背景とした工業港として重要な役割を果たしてきた。

呉港は呉港区、広港区及び仁方港区の三つの港区から成り、港湾区域の面積は約1,931haである。

現在、呉市が管理する主な港湾施設は、係留施設として岸壁(水深－4.5m以上)が13カ所、物揚場(水深－4.5m未満)が21カ所、棧橋が3カ所、浮棧橋が13基、船揚場が9カ所設置されている。また、水域施設として泊地が6カ所、小型船だまり施設が18カ所、その他の施設として荷さばき地が16カ所、新たに平成28年度に供用開始された阿賀マリノ上屋を加えた5棟の上屋が設置されている。

民間企業の主な港湾施設は、係留施設として岸壁(水深－4.5m以上)が26カ所、物揚場(水深－4.5m未満)が12カ所、棧橋が8カ所、浮棧橋が8基設置されている。また、その他の施設として上屋が2棟、荷捌き地が7カ所に設置されている。

取扱貨物量は、平成19年まで2,300万トン前後で推移し、平成20年以降の急激な景気後退により減少傾向となっている。令和3年は約1,057万トンである。

令和4年はさらに597万トンと前年の約半分である。原因として、呉港における基幹産業の撤退等による影響で、特に鉄鉱石、鋼材、コークス、石灰石、機械等の取扱が減少したことは大きい。一方、呉港乗降人数については、新型コロナウイルス感染症による減少が要因の一つである。

○呉港区

呉港区は、江田島や倉橋島に囲まれた静穏な良港であるが、入出港では小型船は南側の早瀬瀬戸、東側の音戸瀬戸を通行できるものの、大型船は北西側の広島湾北部から迂回する必要がある。

同港区には、海上自衛隊とともに、ジャパンマリンユナイテッド(株)などの企業が立地し、また、海の玄関口としての中央棧橋や公共貨物埠頭が整備され、鋼材他、機械、フェリー貨物などが主に取り扱われている。

近年の主な港湾整備は、陸海の交通結節点となるJR呉駅と中央棧橋が近隣している宝町地区において、潤いとにぎわいのあるウォーターフロントを創出するため、埋立事業などと併せた宝町緑地(大和波止場)の整備(平成17年3月)、大規模な商業施設の誘致(平成16年9月)、大和ミュージアムの整備(平成17年4月)、呉中央棧橋ターミナル及びフェリー棧橋の改修(平成12年7月)及びこれらを連絡する自由通路の整備(平成16年8月)を行っている。

○広港区

広港区は、安芸灘に面しており広島港や呉港区と比較して瀬戸内海の主要航路に近い地理的な利点がある。

同港区には、広埠頭(公共貨物埠頭)に隣接して、王子マテリア(株)、中国木材(株)などの企業が立地しており、原木、チップ、機械、鋼材などが主に取り扱われている。

近年の主な港湾整備は、阿賀マリノ大橋を経由して東広島・呉自動車道、更には山陽自動車道に連絡する阿賀マリノポリス地区において、新たな物流形態に対応した物流ターミナルの整備を図るため、約 46.4haの埋立て(平成 18 年 11 月)や-7.5m 岸壁の整備(平成 19 年 3 月)、防波堤の整備(平成 18 年 3 月)、緑地の整備(平成 22 年 3 月)、臨港道路(阿賀マリノ大橋)の整備(平成 23 年 3 月)、上屋の整備(平成28年9月)を行っている。現在は、物流ターミナルを活用した定期航路(RORO船)の誘致に取り組んでいるところである。また、当地区では大規模地震発生時の防災拠点としての役割を担うため、耐震強化岸壁やその背後に避難場所や物資の保管等、多目的な利用が可能なオープンスペースとして港湾緑地や埠頭用地が整備されている。

今後も引き続き、早期の用地売却や土地利用を図るべく、必要に応じて道路・上下水道等の基盤整備を進めていく。

○仁方港区

仁方港背後地には、「やすり」生産高日本一を誇る工業団地があり、そこでは蓄積技術をベースに高度産業への転換も行われている。また、これまで安芸灘諸島方面へのフェリー航路の発着点として機能していたが、島嶼部への架橋の整備(平成 20 年 11 月)により、現在、定期航路はなくなっている。

(2) 地方港湾の概要

呉市には、周辺町との合併に伴い、町に代わって引き続き呉市が広島県から管理の委託を受けることとなった地方港湾(4 港)と管理者が町から呉市に変更となった地方港湾(6 港)、計 10 港の地方港湾があり、その概要は次のとおりである。

○蒲刈港(港湾管理者:広島県)

蒲刈港は旧蒲刈町と旧下蒲刈町をまたがって所在し、港湾区域の面積は約 995haである。

管理事務の委託を受けている主な施設は、係留施設として岸壁が1カ所、物揚場(水深-4.5m未満)が 19 カ所、浮棧橋が 15 カ所である。また、この他に、船揚場が 4 カ所、荷さばき地が 2 カ所、旅客施設等がある。

丸谷地区では、広島県により、自然と調和のとれた港湾空間として人工海浜や親水公園などが整備されている。

○川尻港(港湾管理者:広島県)

港湾区域の面積は約 67haである。

管理事務の委託を受けている主な施設は、係留施設として物揚場(水深-4.5m未満)が6カ所、船揚場が1カ所、浮棧橋が2カ所である。また、この他に、野積場が2カ所ある。

○吉悪港(港湾管理者:呉市)

港湾区域の面積は約 6.5haであり、主な施設は、防波堤が1カ所、護岸1カ所が市の施設であり、民間企業の施設として護岸・物揚場等がある。

古くは、小型船の潮待ち港として利用されてきたが、埋立事業により工場が進出して次第に工業地区に変貌し、工場からの貨物の輸送に利用されている。

○小用港(港湾管理者:呉市)

港湾区域の面積は約 87haであり、主な市の施設は、防波堤が2カ所、護岸が7カ所である。

小用港は、古くから機帆船が多く寄港していたが、現在では、漁船等の小型船だまりとして利用されている。

○奥内港(港湾管理者:呉市)

港湾区域の面積は約 57haであり、主な施設は、防波堤が1カ所、護岸が7カ所、浮棧橋が1カ所、物揚場1カ所が市の施設であり、民間の護岸及び広島県管理の道路施設がある。

古くより船舶の停泊港及び漁港の重要港であり、現在も西風の強いときは避難港として、また、漁船等の小型船舶の重要な停泊港として利用されている。

○波多見港(港湾管理者:呉市)

港湾区域の面積は約 45haであり、主な施設は、護岸が2カ所、物揚場4カ所が市の施設であり、民間の護岸及び胸壁施設がある。

波多見港は旧音戸町の東端に位置し、小アジワ島を頂点とした三角形をなす佳景の地であり、以前は船舶の寄港停泊地として重要地点であった。現在では、大浦崎公園がアウトレジャー(海水浴、キャンプ、テニス、遊歩道等)の拠点として整備され、また、昭和42年に同地に移転した水産試験場を前身とする県立水産海洋技術センターが置かれている。

海岸一帯は、漁船等の小型船舶の重要な停泊港としても利用されている。

○釣土田港(港湾管理者:広島県)

釣土田港は、旧音戸町・旧倉橋町をまたがって所在し、港湾区域の面積は約 379haである。

管理事務委託を受けている主な施設は、岸壁が1カ所、浮棧橋が5カ所、物揚場が14

カ所、船揚場が1カ所、野積場が3カ所ある。

釣士田港は、旧倉橋町の北部、旧音戸町の西部に位置し、前方に能美島を控えた水道にあって、深い港湾を有している天然の良港であり、古くより瀬戸内海航路の重要な港として知られたところである。現在では、木造船は鋼船へと変わり、多くの貨物船が船籍を置く港として栄え、船舶の重要な寄港停泊港として利用されている。

○袋の内港(港湾管理者:呉市)

港湾区域の面積は約49haであり、主な施設は、泊地が3カ所、防波堤が2カ所、防砂堤が2カ所、護岸が21カ所、胸壁が4カ所、物揚場が16カ所、船揚場1カ所が市の施設であり、民間の護岸・物揚場及び広島県管理の道路施設がある。

袋の内港は、旧倉橋町の東部に位置し、亀ヶ首鼻、トノブ鼻に囲まれ深い港湾を有する天然の良港である。戦時中には軍の貯油タンクも置かれた。現在では漁船等の小型船舶の重要な停泊港として利用されている。

○大迫港(港湾管理者:呉市)

港湾区域の面積は約39haであり、主な施設は、泊地が1カ所、防波堤が1カ所、防砂堤が5カ所、護岸が7カ所、堤防が3カ所、水門が1カ所、物揚場6カ所が市の施設であり、民間の護岸施設がある。

大迫港は、旧倉橋町の東南端に位置し、左方に亀ヶ首鼻に囲まれ深い港湾を有する天然の良港である。本線航路を沖合いに持つこの港は避難港として栄え、戦時中には丘に軍の砲台が置かれ、港は甲標的(特殊潜航艇)の訓練基地としても利用された。現在は漁船等の小型船舶の重要な停泊港として利用されている。

○御手洗港(港湾管理者:広島県)

御手洗港は、旧豊町に所在し、港湾区域の面積は約435haである。

管理事務委託を受けている主な施設は、浮棧橋が9カ所、物揚場が18カ所、船揚場が1カ所、駐車場が5カ所、野積場が8カ所、旅客施設等がある。

御手洗港は、旧豊町の北東部に位置し、古い歴史をもつ天然の良港である。江戸時代には、北前船や諸大名の交易船の潮待ち、風待ちの港として栄え、現在は旅客船等の寄港地及び漁船等の小型船舶の重要な停泊港として利用されている。

2 沿 革

年	事 項
昭和 23(1948)	呉港, 貿易港に指定される(開港)
昭和 25(1950)	「港湾法」公布
昭和 26(1951)	呉港, 重要港湾に指定される(政令第4号) 「国内産業開発上特に重要な港湾(準特定重要港湾)」に指定される (政令第305号)
昭和 27(1952)	呉港港湾区域認可, 呉市が港湾管理者となる
昭和 29(1954)	呉港港湾計画策定
昭和 33(1958)	植物防疫法施行規則第6条の規定による米穀類の輸入指定港と定めら れる
昭和 35(1960)	「港湾法」に基づき, 呉港臨港地区の分区を指定
昭和 37(1962)	植物防疫法施行規則第6条の規定による木材輸入港に指定される
昭和 54(1979)	「海岸法」に基づく, 海岸保全区域に指定される
昭和 56(1981)	「港湾法」に基づく, 港湾隣接地域を指定する
平成 8(1996)	阿賀マリノポリス地区埋立(Ⅰ工区) 竣功
平成 12(2000)	呉港湾計画改訂(第4回) 呉中央棧橋ターミナル完成
平成 13(2001)	宝町地区埋立竣功 呉～釜山国際定期コンテナ航路開設 中国温州港と友好港提携 呉港臨港地区の分区を変更指定
平成 15(2003)	呉港港湾計画の軽易な変更 港湾EDIシステムの稼働
平成 16(2004)	宝町人工地盤完成 宝町緑地(大和波止場)完成 「国際船舶・港湾保安法」に基づく川原石南ふ頭の保安措置実施 合併に伴い, 吉悪港及び小用港の港湾管理者となる
平成 17(2005)	合併に伴い, 奥の内港, 波多見港, 大迫港及び袋の内港の港湾管理者 となる
平成 18(2006)	阿賀マリノポリス地区埋立(Ⅱ工区) 竣功 阿賀マリノポリス地区埋立(岸壁) 竣功
平成 20(2008)	阿賀マリノふ頭供用開始
平成 22(2010)	阿賀マリノ緑地完成
平成 23(2011)	阿賀マリノポリス 1 号線(阿賀マリノ大橋) 開通
平成 24(2012)	「国際船舶・港湾保安法」に基づく阿賀マリノふ頭の保安措置実施
平成 26(2014)	広多賀谷地区埋立(Ⅱ工区) 竣功

平成 28 (2016)

阿賀マリノ上屋完成

3 施 設

(1) 公共用大型船けい船岸

名 称	延 長	水 深	けい船可能トン数 (D / W)
川原石西ふ頭岸壁	180.0 m	5.5 m	2,000 t × 2 B
川原石西ふ頭岸壁	260.0 m	7.5 m	5,000 t × 2 B
川原石南ふ頭岸壁	400.0 m	10.0 m	15,000 t × 2 B
川原石南ふ頭岸壁	190.0 m	5.5 m	2,000 t × 2 B
川原石南ふ頭岸壁	129.0 m	4.5 m	700 t × 2 B
宝町第一岸壁	275.6 m	5.5 m	2,000 t × 2 B
宝町第二岸壁	117.4 m	6.5 m	3,000 t × 1 B
宝町第二岸壁	117.0 m	4.5 m	700 t × 2 B
広ふ頭第一岸壁	291.0 m	4.5 m	700 t × 4 B
広ふ頭第二岸壁	405.0 m	5.5 m	2,000 t × 4 B
呉中央フェリー岸壁	70.0 m	5.0 m	699 t × 1 B
阿賀マリノドルフィン	47.0 m	4.5 m	1,000 t × 1 B
阿賀マリノふ頭岸壁 (-7.5m)	290.0 m	7.5 m	5,000t × 2 B
刈浜岸壁	60.0 m	4.5 m	
早瀬1号岸壁	60.0 m	4.5 m	

- (2) 公共用物揚場 105カ所 延長 計 6,321m
- (3) 上 屋 8 棟 面積 計 18,112㎡
- (4) 荷さばき地 (野積場を含む) 45カ所 面積 計 231,396㎡
- (5) 船舶給水施設 9カ所 17柱数
- (6) 船揚場 17カ所 延長 計 541m
- (7) 荷役機械

設 置 場 所	機 械 名	能 力	台 数
川原石南ふ頭岸壁	起伏式天井型起重機	25t	2

4 港 勢 (呉 港)

(1) 入港船舶数

(単位:隻,千トン)

年 次	外 航 船		内 航 船		合 計	
	隻	総トン数	隻	総トン数	隻	総トン数
24	404	6,288	34,188	13,230	34,592	19,518
25	416	6,537	33,290	13,522	33,706	20,059
26	377	6,307	32,271	13,028	32,648	19,335
27	350	6,423	32,581	13,094	32,931	19,517
28	325	5,704	31,457	13,094	31,782	18,798
29	361	5,846	34,048	15,065	34,409	20,911
30	319	6,752	31,251	13,360	31,570	20,112
R元	336	8,015	30,293	13,076	30,629	21,091
R2	229	4,988	26,893	12,627	27,122	17,615
R3	216	5,146	25,401	12,937	25,617	18,083
R4	146	2,316	24,015	11,543	24,161	13,859

(2) 海上出入貨物数量

(単位:千トン)

年 次	輸 移 出	輸 移 入	合 計
24	6,694	12,595	19,289
25	6,651	12,888	19,539
26	6,506	12,803	19,309
27	6,325	12,251	18,576
28	5,957	11,554	17,511
29	6,254	12,165	18,419
30	5,902	11,451	17,353
R元	5,711	10,802	16,513
R2	3,949	6,992	10,941
R3	3,909	6,661	10,570
R4	2,146	3,826	5,972

(3) 船舶乗降人員数

(単位:千人)

年 次	乗 込	上 陸	合 計
24	444	444	888
25	417	414	831
26	410	402	812
27	411	400	811
28	376	381	757
29	372	363	735
30	380	383	763
R元	357	350	707
R2	263	257	520
R3	245	239	484
R4	260	247	507

(4) 海上出入貨物種別表(令和4年)

(単位:トﾝ)

区 分	外国貿易		内国貿易		合 計				
	輸 出	輸 入	計	移 出	移 入	計	輸 移 出	輸 移 入	計
農 水 産 品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林 産 品	0	1,608,076	1,608,076	442,042	26,099	468,141	442,042	1,634,175	2,076,217
鉱 産 品	0	0	0	34,558	4,200	38,758	34,558	4,200	38,758
金 属 機 械 工 業 品	34	73,165	73,199	1,097,104	1,615,891	2,712,995	1,097,138	1,689,056	2,786,194
化 学 工 業 品	0	3,510	3,510	9,978	135,024	145,002	9,978	138,534	148,512
軽 工 業 品	0	0	0	63,424	0	63,424	63,424	0	63,424
雑 工 業 品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 殊 産 品	4,004	0	4,004	141,186	451	141,637	145,190	451	145,641
分 類 不 能 の も の	0	0	0	0	20	20	0	20	20
自 動 車 航 送 船	0	0	0	353,505	359,595	713,100	353,505	359,595	713,100
計	4,038	1,684,751	1,688,789	2,141,797	2,141,280	4,283,077	2,145,835	3,826,031	5,971,866

5 港湾施設使用料収納状況(令和4年度)

会計	項目	呉市分(呉港)													
		吉浦	川原石(西)	川原石	川原石(南)	中央棧橋	宝町1	宝町2	天応※1	阿賀	阿賀マリノ	広1ふ頭	広2ふ頭	広・長浜	仁方
一般会計	敷地		1,170,447												
	駐車場			5,416,700											
	道路占用	380	420	207,820	2,040						27,950			1,400	
	岸壁・物揚場計		14,348,789	1,417,990	4,385,590	32,198,587	1,294,289	833,056			1,653,988	1,906,971	3,004,008	1,176,240	226,542
	岸壁		13,094,544		4,385,590		1,258,289	833,056			1,653,988	1,841,271	2,894,508		
	物揚場		1,254,245	1,417,990			36,000					65,700	109,500	1,176,240	
	フェリー棧橋					32,198,587									226,542
	浮棧橋			214,514		6,544,907	47,885		5,012,774		7,479				15,035
	港湾施設用地	95,144	3,000	12,000	179,844	41,580	244,252		152,340	1,500	599,494			5,832,762	24,475
	船舶給水施設		361,450	6,600	1,133,350		477,400				240,050	410,300			
	緑地					21,803								3,204	
	公有水面占用														
	県受託 待合所付属建物														
	野積場														
小計	95,524	15,884,106	7,275,624	5,700,824	38,806,877	2,063,826	833,056	5,165,114	1,500	2,528,961	2,317,271	3,004,008	7,013,606	266,052	
特別会計	駐車場					7,467,300									
	荷さばき地	1,977,145	17,409,013	5,678,282	58,245,642		12,851,547	8,309,815		31,145,419	15,776,041	53,365,055	6,879,630		
	起重機				27,146,760										
	上屋		4,095,285		66,949,922					53,676,421		52,134,995			
	待合所付属建物					11,608,900				673,920				1,464,480	
	港湾施設付属建物			170,400	1,104,240		139,320					423,120			
	港湾施設用地					75,900	565,824								
小計	1,977,145	21,504,298	5,848,682	153,446,564	19,152,100	13,556,691	8,309,815			85,495,760	16,199,161	105,500,050	6,879,630	1,464,480	
合計	2,072,669	37,388,404	13,124,306	159,147,388	57,958,977	15,620,517	9,142,871	5,165,114	1,500	88,024,721	18,516,432	108,504,058	13,893,236	1,730,532	

(備考) 一般会計の公有水面占用料は合計金額に含まれるが、施設としては取り扱わないので、各施設の小計を加えたものとは一致しない。(全施設の合計+公有水面占用料=合計)

※1 呉港の港湾区域外の天応についても、呉港分としている。

※2 県受託分の収入は、呉市分と同様の区分けをしているが、独自に収支計算をする必要があるため、全て一般会計収入として整理している。

(単位:円)

会計	項目	呉市分(地方港湾)		呉市分計	県受託分(呉港)		県受託分(地方港湾)						県受託分計※2	合計	令和3年度決算額	対前年比	
		蒲刈	音戸・豊		阿賀	仁方	下蒲刈	川尻	蒲刈	音戸	豊	倉橋					
一般会計	敷地			1,170,447										1,170,447	1,170,447	100%	
	駐車場			5,416,700		1,224,000							1,224,000	6,640,700	6,228,100	107%	
	道路占用			240,010										240,010	243,710	98%	
	岸壁・物揚場計			62,446,050									6,686	62,452,736	38,989,755	160%	
	岸壁			25,961,246									6,686	25,967,932	28,182,180	92%	
	物揚場			4,059,675										4,059,675	878,657	462%	
	フェリー棧橋			32,425,129										32,425,129	9,928,918	327%	
	浮棧橋			11,842,594				72,199	6				1,313,960	1,386,165	13,228,759	10,672,215	124%
	港湾施設用地	22,500	65,197	7,274,088	487,344	19,200	12,000	226,008	40,687	12,000		82,144		879,383	8,153,471	6,320,378	129%
	船舶給水施設			2,629,150											2,629,150	2,701,350	97%
	緑地			25,007											25,007	57,726	43%
	公有水面占用			14,038,995											14,038,995	14,116,230	99%
	県受託	荷さばき地				281,417	849,537	21,168							1,152,122	1,152,122	1,145,829
待合所付属建物										31,824		826,831		858,655	858,655	897,493	96%
野積場										13,564		395,789	130,126	539,479	539,479	366,109	147%
小計		22,500	65,197	105,083,041	768,761	2,092,737	112,053	226,014	86,075	12,000	2,618,724	130,126	6,046,490	111,129,531	82,909,342	134%	
特別会計	駐車場			7,467,300										7,467,300	5,774,800	129%	
	荷さばき地			211,637,589										211,637,589	270,014,827	78%	
	起重機			27,146,760										27,146,760	17,563,350	155%	
	上屋			176,856,623										176,856,623	167,470,117	106%	
	待合所付属建物		322,248	14,069,548										14,069,548	13,079,975	108%	
	港湾施設付属建物			1,837,080										1,837,080	1,837,080	100%	
	港湾施設用地			641,724										641,724	605,167	106%	
	小計		322,248	439,656,624										439,656,624	476,345,316	92%	
合計	22,500	387,445	544,739,665	768,761	2,092,737	112,053	226,014	86,075	12,000	2,618,724	130,126	6,046,490	550,786,155	559,254,658	98%		

(備考) 一般会計の公有

※1 呉港の港湾区域外

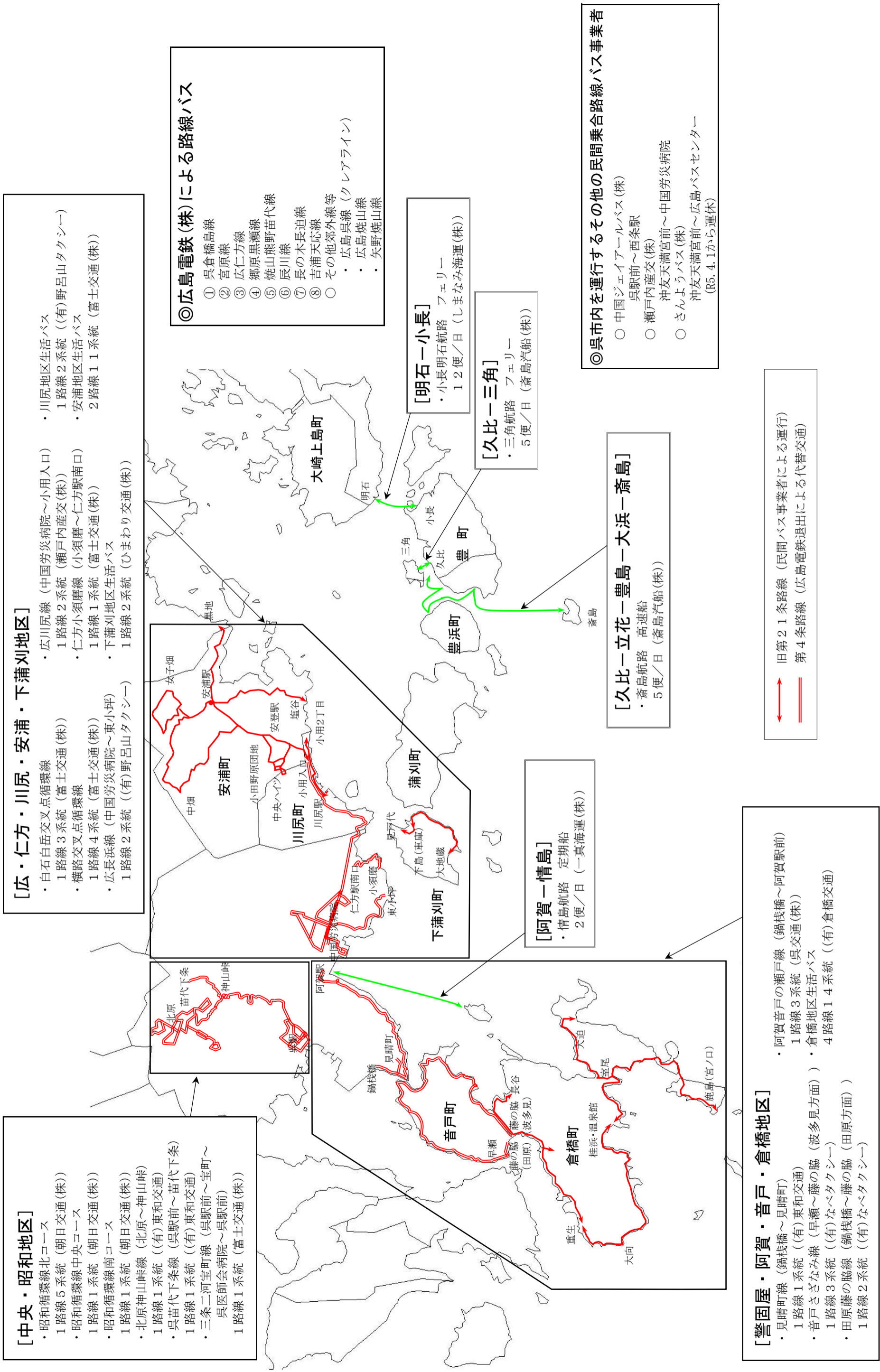
※2 県受託分の収入は

6 公有水面埋立状況

埋立場所	埋立出願人	埋立免許権者	免許(承認)年月日	竣工認可年月日	埋立面積(m ²)	埋立地の用途
呉市広多賀谷町地先	呉市	呉市	S57.12.1	1工区 H3.5.22 2工区 H26.1.24	234,234.73	公共ふ頭用地・臨港道路用地・緑地・道路用地・護岸用地
呉市広多賀谷町地先	第三港湾建設局	呉市	S57.12.1	1工区 H4.7.1 2工区 H5.4.20	5,523.72	ふ頭用地
呉市天応伝十原町地先	呉市土地開発公社	広島県	S59.2.24	1-A工区 S61.10.20 その他 S63.12.19	116,268.18	道路用地・公共下水道終末処理場用地・公園用地・護岸用地・水路用地
呉市阿賀南8丁目地先	広島県	広島県	S59.12.10	H8.7.24	1,436.76	道路用地
呉市広長浜5丁目地先	広島県	広島県	S59.12.10	H2.4.20	505.53	道路用地
呉市築地町地先	呉市	呉市	S59.12.17	1工区 S61.12.22 2工区 H2.5.15	15,665.88	緑地・道路用地・護岸用地
呉市天応(芸備造船跡地)	呉市	広島県	S60.11.30	S61.11.29	509.46	道路用地・住宅用地・公園用地
呉市阿賀南9丁目地先	呉市	呉市	S62.10.27	H3.11.29	1,641.57	漁業関連用地
呉市狩留賀町,吉浦町地先	広島県及び呉市	呉市	S63.10.3	H7.10.3	23,730.53	公園用地・護岸用地・道路用地
呉市広末広2丁目地先	王子製紙(株)	呉市	H元.11.7	H5.3.11	49,165.49	チップヤード用地・排水処理施設用地・道路用地・倉庫用地・護岸用地・岸壁用地・ベルトコンベアー用地・古紙ヤード・機械倉庫用地・廃棄物焼却設備用地
呉市宝町地先	第三港湾建設局	呉市	H2.11.20	H8.6.28	3,955.38	ふ頭用地
呉市広小坪1丁目地先	呉市	呉市	H6.7.7	H11.10.5	6,251.60	漁業関連用地
呉市阿賀南7～8丁目地先	第三港湾建設局	呉市	H6.8.5	H18.10.25	5,294.32	岸壁用地
呉市阿賀南7～8丁目地先	呉市	呉市	H6.8.5	1工区 H8.5.8 2工区 H18.11.10	458,588.20	マリナーナ用地・スポーツ・レクリエーション施設用地・ふ頭用地・流通施設用地・緑地用地・道路用地
呉市宝町地先	呉市	呉市	H6.12.26	1工区 H11.5.21 2工区 H13.3.5	34,798.57	ふ頭用地, 商業・業務施設用地・緑地用地
呉市天応福浦町,伝十原町,大浜3丁目地先	呉市土地開発公社	広島県	H8.2.6	H16.8.23	96,246.93	緑地・駐車場用地,道路用地・水路用地・護岸用地・業務施設用地
呉市警固屋4丁目,5丁目,6丁目地先	広島県	呉市・広島県	H8.11.13	H11.6.29	14,634.91	警固屋バイパス道路用地
呉市狩留賀町4784番2地先	呉市土地開発公社	広島県	H10.7.17	H11.6.25	3,276.40	駐車場用地
呉市広多賀谷1丁目・2丁目地先	中国木材(株)	呉市	H11.6.3	H13.9.18	29,399.65	保管施設用地
呉市阿賀南1丁目,2丁目地先及び呉市阿賀南7丁目地先	中国地方整備局	呉市	H18.4.26	北工区 H23.3.9 南工区 H23.3.9	12,034.39	道路用地

◎ 交通

1. 呉市内の生活バス路線・生活航路 (R5.4.1現在)



2. 呉広島空港線（R5.4.1現在）

平成24年4月の東広島・呉自動車道（阿賀～黒瀬間）の供用開始を受け、平成25年7月から呉～広島空港間に定期路線バス（14便／日）を運行し、ビジネス及び観光客等空港利用者の利便性の向上を図っている。

平成27年3月には同自動車道の全線開通に伴い、運行便数の増便（18便／日）やデマンド運行を開始し、平成29年10月末からは、広島空港の運用時間延長に合わせ、運行便数の増便（24便／日）を行った。その後、平成30年10月末から、運行便数を減便（18便／日）して運行している。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年6月から広島空港発着の羽田便の運航状況を勘案しながら、臨時ダイヤで運行していたが、令和3年12月からは、通常ダイヤ（18便／日）で運行している。

(1) 運行系統

運行系統	キロ程	運行便数	所要時分	備考
クレイトンベイホテル→呉駅前→本通3丁目 →阿賀駅前→広島空港	50.5km	3便	73分	
呉駅前→本通3丁目→阿賀駅前→広島空港	48.7km	6便	58分	
広島空港→新広島駅→阿賀駅前→本通3丁目→ 呉駅前→クレイトンベイホテル	52.5km	3便	75分	新広島 経由の 場合
広島空港→新広島駅→阿賀駅前→本通3丁目→ 呉駅前	50.7km	6便	65分	”

※「新広島」へはデマンド運行（空港発便のみ）